

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第60号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 照明器具（省エネ法施行令第18条第3号に規定する照明器具をいう。ただし、<u>照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</u>（平成22年経済産業省告示第54号）に規定する蛍光灯器具であって卓上スタンド用のものを除く。以下同じ。）</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第67条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>多段階評価（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置</u>（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1—1イに掲げる多段階評価をいう。）</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) 照明器具</p> <p>ア 略</p>	<p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 条例第97条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具</u>（省エネ法施行令第18条第3号に規定する<u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具</u>をいう。ただし、<u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</u>（平成22年経済産業省告示第54号。以下この号において「<u>判断基準</u>」という。）に規定する<u>電球型蛍光ランプ並びに判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のもの及び卓上スタンド用のものを除く</u>。以下同じ。）</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) エアコンディショナー</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>多段階評価（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置</u>（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1—1イに掲げる多段階評価をいう。）</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(2) <u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具</u></p> <p>ア 略</p>

イ 多段階評価点（告示2—1イに掲げる多段階評価点をいう。）  
ウ～カ 略  
(3) 略  
(4) 略  
ア・イ 略  
ウ 多段階評価点（告示7—1イに掲げる多段階評価点をいう。）  
エ～キ 略  
(5) 略  
ア 略  
イ 多段階評価点（告示8—1イに掲げる多段階評価点をいう。）  
ウ～カ 略  
(6) 略  
ア 略  
イ 多段階評価点（告示13—1イに掲げる多段階評価点をいう。）  
ウ～カ 略

イ 多段階評価（告示2—1イに掲げる多段階評価をいう。）  
ウ～カ 略  
(3) 略  
(4) 電気冷蔵庫  
ア・イ 略  
ウ 多段階評価（告示7—1イに掲げる多段階評価をいう。）  
エ～キ 略  
(5) 電気冷凍庫  
ア 略  
イ 多段階評価（告示8—1イに掲げる多段階評価をいう。）  
ウ～カ 略  
(6) 電気便座  
ア 略  
イ 多段階評価（告示13—1イに掲げる多段階評価をいう。）  
ウ～カ 略

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第67条第4号から第6号までの規定によって行うべき表示は、令和3年10月31日までは、なお従前の例によることができる。